

## 社会福祉法人宝山寺福祉事業団行動計画

女性が活躍できる労働環境づくりを進めると同時に、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きがいのある環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間： 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
2. 目標と取組内容・実施時期

**目標1:非正規職員への上司による個別面談を年に1回以上実施し、正規職員等キャリアアップに関する制度の周知、登用試験の受検勧奨を行う。(女活法区分①)**

<取組内容>

- |        |  |
|--------|--|
| 毎年度4月～ | 各施設の非正規職員のキャリアアップの状況について調査する。                |
| 毎年度6月～ | 施設長会議において、キャリアアップに関する制度について確認する。             |
| 毎年度9月～ | 非正規職員を対象とした個別面談の実施                           |
| 毎年度12月 | 正規登用試験の実施                                    |
| 毎年度2月～ | 施設長会議において、キャリアアップの状況について共有し、次年度以降への改善策を検討する。 |

**目標2:男性の育児休業取得期間の平均を10%長くする。(女活法区分②・次世代法)**

<取組内容>

- |        |   |
|--------|---|
| 毎年度4月～ | 前年度育児休業取得状況（取得率・取得期間等）の統計を取る。<br>施設長会議において状況を報告し、目標達成状況を確認する。 |
| 毎年度6月～ | 男性の育児休業取得期間アップのための方策を検討する。                                    |
| 毎年度9月～ | 対象の職員への個別面談を行い、制度の周知と取得勧奨を行う。                                 |

**目標3:出産・育児や不妊治療、介護などに関する制度の周知のための研修会を年に1回以上行う。(女活法区分②)**

- |        |   |
|--------|---|
| 毎年度4月～ | 法制度の改正について確認し、諸規程・マニュアル等の改定を行う。<br>前年度の取組施策、研修状況を施設長会議（月曜会）において報告し、目標達成状況を確認する。 |
| 毎年度9月～ | 「産休・育休ナビ」の改訂と研修会の実施計画を策定する。   |

**目標4:フルタイム労働者(正規職員・契約職員・無期転換契約職員)の時間外・休日労働時間を平均5%短縮する。(次世代法)**

- |        |  |
|--------|--|
| 毎年度4月～ | 前年度時間外・休日労働時間の統計を取る。<br>施設長会議において状況を報告し、目標達成状況を確認する。 |
| 毎年度6月～ | 目標達成のための方策を検討する。                                     |

令和7年3月26日策定  
社会福祉法人 宝山寺福祉事業団  
法人本部：生駒市元町2-14-8  
TEL.0743-74-1172